平成 26 年 12 月 24 日

「政府情報システムの整備及び管理に関する標準ガイドライン」 に関する JISA のコメント

(一社)情報サービス産業協会 政策委員会企画部会公共調達 WG

1. 基本認識

これまで、情報システムに係る政府調達は、「情報システムに係る政府調達の基本指針(平成19年3月)」「情報システムに係る政府調達の基本指針 実務手引書(平成19年9月)」により実施されてきましたが、平成26年12月に総務省から「政府情報システムの整備及び管理に関する標準ガイドライン(以下、新ガイドライン)」が公開されました。新ガイドラインは、原則、全ての政府情報システムを対象にライフサイクル全般(企画~調達~運用~廃棄)に関する発注者側の手続き及び管理の共通ルールを定めているものです。

情報システムが質の高い行政サービスの実現に寄与するには、トータルコストの削減、完成 責任や信頼性責任、手続きの透明性確保、継続性(拡張性)、技術革新に対するインセンティ ブ等に配慮した政府調達制度を構築する必要があります。

今回の新ガイドライン策定においても、政府の情報システム調達においては、「質の高い行政サービスの実現に資する情報システムを適正な価格・期間で構築する。」ことが大命題であり、調達プロジェクトを成功に導くためには以下の3つの視点が重要であると考えております。

- ・発注者ガバナンスに応じた調達の実施
- ・企画段階で手戻りが少なく、質の高い要件(業務要件、システム要件)を確定する 仕組み
- ・技術力・知見に優れた事業者の選定

このような観点から、JISAでは、(一社)電子情報技術産業協会との連携により意見提出を行って参りました。

2. 政府情報システムの整備及び管理に関する標準ガイドラインの改善点

上記の基本認識のもと、新ガイドラインについては、以下の改善について評価します。

- (1) 「原則 分離調達」や「設計・開発工程の細分化」が見直され、複数の調達単位を一単位として調達することを含む、合理的な調達単位とすることができるよう明記されたこと。
- (2) 調達、評価における技術重視について明記されたこと。
 - ・総合評価落札方式(加算方式)における技術点配分重視
 - ・評価における加点の配分割合の重点化、相対評価の活用
- (3) 随意契約によらざるを得ない場合には、企画競争又は公募を行うことが明記されたこと。
- (4) 産業技術力強化法に基づき、成果物の知的財産権が、受注者側に帰属することとなったこと。

3. 課題と今後の対応

しかしながら、いまだ事業者にとって今後の課題と思われるものがあります。特に下記3点については、適切な運用が行われるよう年度内に作成される予定の実務手引書への反映、新ガイドラインの更なる見直しが必要であると認識しており、JISAとしても引き続き、関連団体と連携しつつ、事業者の立場から積極的に調達プロジェクトを成功に導くための環境整備に貢献したいと考えています。

(1) 経費の見積り

概算要求時点でファンクションポイントやLOC、WBS による詳細な見積りを求めていますが、それには、要件定義が完了、詳細機能まで確定していることが前提となります。

業界としても、「ある程度定量性を持った根拠ある見積りが必要」との考えは理解するところですが、プロジェクトの検討が進行し、予算要求段階以降、見積りに変動が生じた場合は、変更契約・追加契約等の措置を講じることができるよう検討が必要と考えます。

(2) 再委託の審査・承認

「政府の情報システムの調達では、個人情報等を含むデータの取り扱いを適切に行う必要があり、関わる事業者の適切性を確保する。」という観点は理解いたします。

しかしながら、請負契約では、請負人の仕事の完成に対価が支払われるものであり、仕事の完成に至る請負人の体制は問われないというのが民法の本質です。再委託先との契約内容の開示(特に契約金額及び契約金額が他者に類推される恐れがある情報の開示)は、原価等の営業上の秘密やノウハウが明らかになる等の競争上の地位、その他正当な利益が損なわれる恐れがあります。

再委託の審査・承認には、これらの開示を求めるのでなく、請負体制の妥当性を確認する等の事項により、マネジメント体制の適切性を確認するよう要望いたします。

(3) 合理的な調達単位の検討

「履行可能性、ライフサイクルコスト、技術的妥当性を考慮した上で、競争性の確保及びコストが低減されるような合理的な調達単位を検討する。」及び「複数の調達単位を一単位として調達することが適切であると判断される場合は、これを妨げるものではない。」という判断は、事業者の提案意欲、貢献意欲を醸成し、公平かつ公正な競争市場の確立・維持の促進、税金の適切な使用に寄与し、ひいては国益に資するものであると考えます。

しかしながら、競争性の確保・コスト低減を優先させ、難易度の高い分離調達を安易に 採用するべきではなく、履行可能性及び技術的妥当性を最優先した調達の実施を重視す ること、及び分離調達を採用した場合は、調達単位の統合責任は発注者が負うこととなる旨、 明記するよう要望いたします。

以上